

## 「パートナーシップ構築宣言」

株式会社 熊本菓房は、地域に根差した菓子製造業を営む為、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

- a. すでに実施されている地元芋農家さんとのコラボレーション商品等、熊本県産素材を活かした菓子製造と‘地産他消’をキーワードに全国へ商品を積極的に展開し、熊本農産物の価値向上に努めます。2030年までに熊本県産原材料の使用率を全対比で2%向上させます。（現状15.8%）
- b. 2024年7月導入済みのクラウド型基幹システムの導入により、請求書発行業務を自動メール送信とし、郵送での対応を原則廃止しております。自社専用伝票による納品書雛形の指定を廃止し、取引先の雛形に準じた納品伝票、請求書にて取引を実施済み。
- c. CO<sub>2</sub>排出削減の取組みとして、2024年度よりCO<sub>2</sub>排出量を算出し、2025年度実績値から2026年度のデータをベースにCO<sub>2</sub>排出削減量を策定し、継続的な活動を維持する。省エネ設備としてAIによる温調監視システムを2024年5月導入済み。デマンド監視と測定を実施し、年間電気使用量の把握と削減に取り組んでいる。重油ボイラーによる給湯システムを見直し、2025年7月よりガスボイラーを導入し、給湯効率向上によりCO<sub>2</sub>削減に寄与している。
- e. 社内にハラスマント窓口設置済。OJT評価制度、上司評価制度によるハラスマント撲滅宣言にて対応。年1回の健康診断とストレスチェックの実施。会社でも内容を把握し、人事課にてフォロー。

### 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

#### ①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費や

エネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

## ②型管理などのコスト負担

「型取引の適正化推進協議会報告書」に掲げられている「型取引の基本的な考え方・基本原則について」や、「型の取扱いに関する覚書」を踏まえて型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管要請を行いません。

## ③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを 60 日以内とします。

## ④知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

## ⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

## 3. その他（任意記載）

2026 年に施行される政府の約束手形廃止に伴うガイドラインを遵守し、2025 年 9 月より手形取引を廃止し、大企業間取引も含め全て現金取引へ移行します。

2025 年 6 月 23 日

\_\_\_\_\_ 代表取締役 布井治之  
株式会社 熊本菓房 \_\_\_\_\_  
企 業 名 役職・氏名（代表権を有する者）

### （備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。